

別表十(六)

18欄、33欄、38欄、43欄又は48欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度 法人名

別表十(六)
平二一五・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得の特別控除等に関する明細書				18欄		
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	収用換地等の場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の2第1項」※1、「同第2項」※2又は「同第7項」※3 ②区分番号に、「00217」 ③適用額欄に、当該別表十(六)18欄の金額(円単位)を記載してください。	
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .			
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .			
	譲渡資産の種類	4				
38欄	た補償金等の額	5	円	譲(5)当期で、特別控除額の計算	※1「第65条の2第1項」 収用換地等により特別控除の適用を受ける場合 ※2「第65条の2第2項」 換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合 ※3「第65条の2第7項」 特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の4第1項」又は「平成25年旧措置法第65条の4第1項」 ②区分番号に、「00358」 ③適用額欄に、当該別表十(六)38欄の金額(円単位)を記載してください。				円	5,000万円 - (16)	17
				特別控除額の計算	特別控除額 ((14)又は(15)と(17)のうち少ない金額)	18

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書				34			
43欄	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の5第1項」 ②区分番号に、「00220」 ③適用額欄に、当該別表十(六)43欄の金額(円単位)を記載してください。	23	円	特定を譲渡した住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	円
				1,500万円 - (34)	35		
				当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定のうち、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36		
				特別控除残額 5,000万円 - (36)	37		
48欄	た交換差金の額	23	円	譲渡した農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	特別控除額 (28)、(35)と(37)のうち少ない金額)	38	
33欄	特定の長期所有土地等の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の5の2第1項」 ②区分番号に、「00221」 ③適用額欄に、当該別表十(六)48欄の金額(円単位)を記載してください。	28	円	譲渡した農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39	円
				800万円 - (39)	40		
				当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定のうち、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41		
				特別控除残額 5,000万円 - (41)	42		
33欄	た利益の額	28	円	特定した長期所有土地等の特別控除額の計算	特別控除額 (28)、(40)と(42)のうち少ない金額)	43	
44欄	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の3第1項」 ②区分番号に、「00218」 ③適用額欄に、当該別表十(六)33欄の金額(円単位)を記載してください。	28	円	特定した長期所有土地等の特別控除額の計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44	円
				1,000万円 - (44)	45		
				当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定のうち、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46		
				特別控除残額 5,000万円 - (46)	47		
44欄	た利益の額	28	円	特定した長期所有土地等の特別控除額の計算	特別控除額 (28)、(45)と(47)のうち少ない金額)	48	